

〔教育部規定〕

支那又は分會に於て講座を附講し、尙教育部に
講師孔遺を要求する場合は、大体上記事項を
附講が先くとも十日以内に申込むこと、但し(三)を
教育部上一律する事

講座の会場所在地

一 附講期日、日数、一日の講義時刻

二 講座題目、其講義時間

三 要求する講師名及数

四 講師出張に因る道程の指示

講座附修責任者は講師出張中の宿泊及び滞在
に要する一切の費用を負担す、外、旅費を
講師に支給せしむ

五 往復旅費(但し往復は三回まで、その外往復は
旅費を請求せず)を、旅費を請求せず、旅費を
請求せず